

広報みの

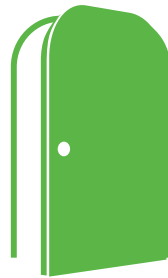
Public information paper of Mino

2025年
3月1日
No.1019

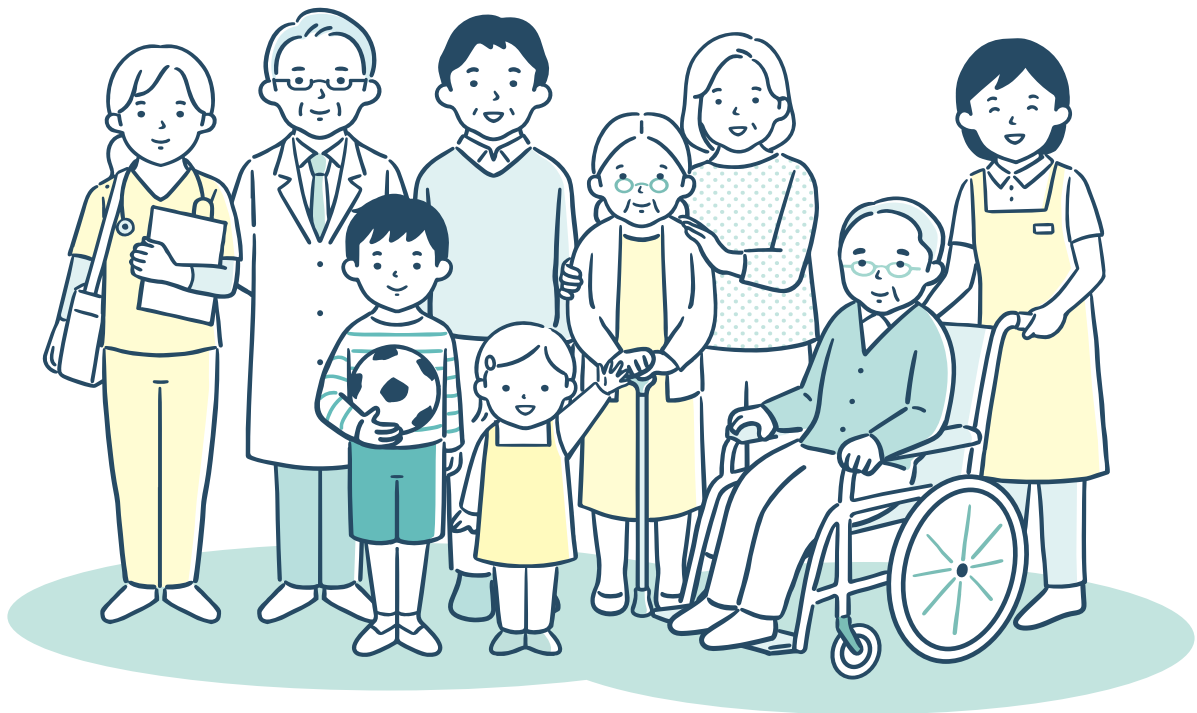
特集

自分のために、家族のために、大切な人のために、

終活



について考えて
みませんか。



死後手続き

遺言・相続

モノの整理

住まい

お金・資産

医療・介護

葬儀・お墓

保存版 簡単に実践できるエンディングノート付き (P11~14)

特集

自分のために、家族のために、
大切な人のために、

終活

について考えてみませんか。



終活とは、人生の終わりを意識して行う活動や準備のことです。

残された家族や大切な人への負担を軽減するための取り組みとして知られていますが、自分自身のために
行う前向きな活動でもあります。しっかりと考えて気持ちが整理できる「今」のうちから始めてみませんか。

あなたが死んだ後の
手続きは？

残された家族や大切な人は
どのようなことをする
必要があるの？

1 葬儀、埋葬、お墓の管理

あなたの死後すぐに、葬儀社を決定する必要があります。しっかりと情報を伝えていない場合、残された人は死を悼む間もなく、次々と判断を求められます。うちの宗派はなんだった？ 仏式？ 菩提寺はどこなの？ お墓はどうすればいいの？ また、お墓の管理は数十年にわたり管理料の支払いが必要です。遠い場所にお墓がある場合、残された人はお墓参りのために、遠方まで通う必要もあります。



2 市役所での手続き

葬儀の前後に必要な申請や届け出などの手続きには、主に次のようなものがあります。

死亡届、火葬許可申請、年金受給停止の手続、市税(料)の精算手続、世帯主の変更届



3 相続

相続税の申告は10カ月以内です。(相続放棄の申述期間は3カ月以内)。その間に相続人や財産の確定、遺産分割、相続税の申告・納税を行う必要があります。

事前に、相続をどうするか考えていないと、裁判などで争うことにもなります。



4 名義変更

あなたが亡くなった場合、相続人全員の同意を得て名義変更の手続きが必要が必要です。近年、スマホやインターネットバンキング、電子マネーなどのデジタル資産の変更手続きも増えています。変更手続きには主に次のようなものがあります。

土地・建物の名義変更、相続登記、車の名義変更、電話回線の名義変更、銀行口座の名義変更



5 遺品の整理

残された家族や大切な人はあなたの遺品を整理・処分する必要があります。あなた自身が整理していないと、整理・処分に何年もかかり、多大な費用がかかることもあります。



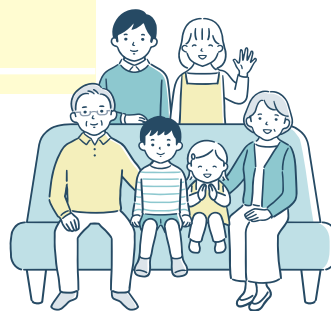
終活の主なメリット



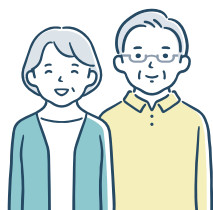
1 残された人の負担を軽減できる



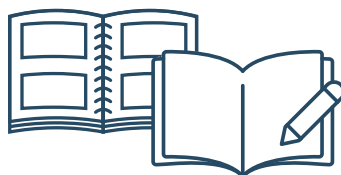
2 死に対する不安を軽減できる



3 親族間でのトラブルを防ぐことができる



4 残りの人生をより豊かにすることができる



5 心の整理ができる



6 大切な人とさらに絆を深めることができる



エンディングノート(終活ノート)とは！

自分自身に万一のことがあったときに備えて、自分に関するさまざまな情報をまとめておくノートです。記載する内容の主なものは次のとおりです。

自分のこと

- ・私の基本情報
- ・自分史年表
- ・やりたいことリスト

体のこと

- ・介護について
- ・医療について

家族のこと

- ・家族について
- ・家系図



資産のこと

- ・お金
- ・口座の自動引落し
- ・預貯金
- ・クレジットカード
- ・有価証券
- ・保険
- ・不動産
- ・年金
- ・借入ローン
- ・その他の資産、負債



身の回りのこと

- ・電気、ガス、水道
- ・携帯、パソコン
- ・アカウント、SNSなど
- ・宝物、コレクション
- ・ペット
- ・課金、解約リスト



お葬式・お墓のこと

- ・お葬式について
- ・お墓について
- ・供養について



相続のこと

- ・遺言書について
- ・相続について

メッセージ

- ・大切な人へ
- ・家族へ、親族へ
- ・友人へ、知人へ
- ・自分へ



連絡先リスト

- ・家族、親族
- ・友人、知人など

実践してみよう！

P11~14のエンディングノートをご活用ください。
自分のために、家族のために、大切な人のために



今すぐ始める相続・空家対策

わが家の終活セミナー

実家の名義が
先代のまま…

何から手を付けた
らよいか…



相続って
何をしたらいい？

空き家を
放置している

日時

3 / 8 土 13:30受付開始
14:00~16:00

場所

健康文化交流センター
1階 多目的ホール

費用

無料・事前予約不要
※個別相談は事前予約が必要です
※参加者には無料駐車券を配布します

講師

名和 泰典
(なわ やすのり)

NPO法人
岐阜空き家・相続共生ネット 理事長

2014年から岐阜県空き家等総合相談員としてセミナー・相談会を実施。社会問題化する空き家を市民目線で支援するため、2015年にNPO法人岐阜空き家・相続共生ネットを設立。行政職員を対象とした支援も実施しています。



空き家・相続＜無料個別相談会＞の申し込み

セミナー後に空き家・相続などの専門家による無料個別相談会(20分程度)を実施します。相続や空き家に関するお悩み事がある場合はぜひご相談ください。こちらは「事前予約制」です。電話またはWEBで申し込みください。

※申込多数の場合は市内在住・市内に物件を所有する方を優先します(先着順)

NPO法人美濃のすまいづくり

☎ 33-0760

受付時間：平日9:00~15:00

電話またはWEBで申し込みください

webでの申し込みはこちら

主催：NPO法人美濃のすまいづくり
共催：美濃市



あなたの空き家、活用しませんか？

美濃の
すまい
づくり

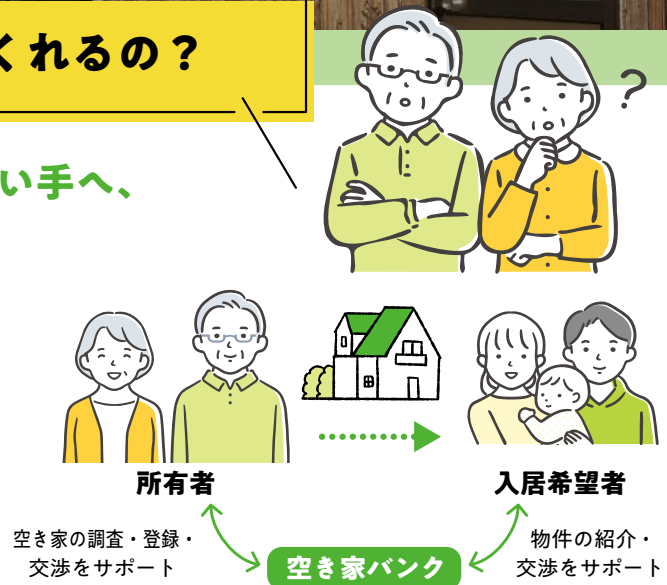
美濃市空き家バンク
移住・定住情報



空き家バンクは何をしてくれるの？

住まなくなった空き家を次の住まい手へ、
バトンを渡すお手伝いをします。

空き家バンクは空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい入居希望者との橋渡しをする制度です。空き家の売買や賃貸に不安がある方、方法がわからない方、ぜひ一度ご相談ください。専門家の協力のもとサポートします。



費用負担はありません

空き家バンク制度の利用に費用は不要です。お気軽にお問い合わせください。
※空き家バンクに支払う費用はありませんが、空き家の賃貸・売買契約を結ぶ際には諸費用が必要です

登録空き家の3分の2が 早期に成約しています

2022年から現在までで、94件の空き家登録があり、45件の売買・賃貸が成約しています。主に市外からの移住希望者が新たな住まい手となっています。

問 NPO法人美濃のすまいづくり (☎33-0760) 都市整備課

第37回 無料県民総合相談 何でも相談フェア

岐阜県内12土業の専門家がさまざまな問題について無料で相談に応じます(先着順)

◆とき／3月18日(火) 10:00～12:00・13:00～15:00

◆ところ／岐阜市役所 6階 大会議室

相談員 弁護士 司法書士 税理士 公認会計士 不動産鑑定士 弁理士
社会保険労務士 中小企業診断士 行政書士 土地家屋調査士
技術士 宅地建物取引士

相談内容 法律 登記 税務 会計監査 不動産の価格・賃料 発明・デザイン・
商標など知的財産 社会保険・労働保険・労務管理 経営 許認可 土
地の境界紛争 技術 土地建物売買・空き家など

問 岐阜県土地家屋調査士会 (☎058-245-0033)

令和6年4月から相続登記が義務化されています。

相続したことを知った日から3年以内に必ず登記を！

詳しくは
『かならず相続登記』
で検索！



問 岐阜地方方法務局美濃加茂支局
(☎0574-25-2400)